



平成 29 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント  
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳  
(JASDAQ・コード 6425)  
問合せ先 広報・IR 室  
電話番号 03-5530-3055 (代表)

## 特別調査委員会の調査状況に関するお知らせ

平成 29 年 6 月 8 日付「特別調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社子会社の香港法人 Tiger Resort Asia Limited (以下「TRA 社」といいます。) から第三者への貸付けに関し、当社取締役会長 岡田 和生氏 (以下「岡田氏」といいます。) 及び当社取締役管理本部長 根岸 良直氏により不正な行為が行われた疑いが生じ、その後の社内調査により、重大なガバナンス違反が発見されたため、当社は同日付で特別調査委員会を設置することを決定し、現在も引き続き、その調査が行われています。

今般、特別調査委員会は、上記行為とは別に、岡田氏の関連する 2 件の不正が行われた疑いを把握し、調査対象とすることとしました。新たに明らかになった岡田氏による不正の疑いのある行為の概要は、次のとおりです。

① 岡田氏とその親族が全ての持ち分を保有し、当時岡田氏が唯一の取締役 (director) であった Okada Holdings Limited は、韓国において Okada Holdings Korea を設立し、同社において韓国の土地取引交渉を進めていたところ、平成 26 年 2 月、Okada Holdings Limited において金融機関から 8,000 万米ドル (約 89 億円相当) を借り入れました。この借入れにあたり、当社の 100% 孫会社である Universal Entertainment Korea co., ltd (以下「UE 韓国」といいます。) が同金融機関に保有していた 8,000 万米ドルに担保権が設定されました。当該担保権は、同年 3 月 31 日には解除されましたが、Okada Holdings Limited が支払うべき同金融機関に対する利息金約 17 万米ドル (約 1,888 万円相当) に見合う金額が、UE 韓国から出金されています。

これらの担保権設定等の行為にあたり、当社において必要な社内手続が経られておらず、重大なガバナンス違反である疑いがあります。

② 岡田氏は、当時取締役であった TRA 社において、平成 27 年 5 月 11 日、TRA 社から 1,600 万香港ドル (約 2 億 2,700 万円相当) の名宛人無記名の小切手を振り出し、同月 14 日、当該小切手に基づき、TRA 社の銀行口座から 1,600 万香港ドルを取得しました。

これに関連する一連の行為について、当社において必要な社内手続が経られておらず、重大なガバナンス違反である疑いがあります。

今後、特別調査委員会は、これらの新たな疑いについても全容解明及び再発防止策の策定に向けた調

査を実施いたしますので、当社は引き続き、特別調査委員会の調査に全面的に協力して参ります。

なお、特別調査委員会の中間報告書の提出予定は、平成 29 年 6 月 8 日付「特別調査委員会設置のお知らせ」において平成 29 年 6 月 30 日を目途とお知らせしておりましたが、新たに岡田氏の関連する 2 件の不正が行われた疑いが把握され、調査の対象となる具体的な案件が 3 件に増えたことをふまえ、中間報告書の提出予定を再度検討のうえ、変更がある場合は改めてお知らせいたします。特別調査委員会の調査結果につきましては、調査報告書を受領次第、速やかにお知らせいたします。

以上